

[事案 30-163] 新契約無効請求

・平成 31 年 4 月 29 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不十分な説明と強引な勧誘により契約内容を誤解して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に証券会社を募集代理店として契約した米ドル建年金保険について、以下の理由により契約内容を誤解していたので、契約を無効としてほしい。

- (1) 親が他界し、相続等で慌ただしく、正常に考えられないときであったにもかかわらず、強引に勧誘された。
- (2) 募集人から、本契約は、保険料の 120%の金額を受領でき、親族に相続させるに当たって税金面で絶対に良い、これから円安に向かうので米ドルを買った方がよいとだけ説明された。
- (3) 契約時、パンフレットを渡されただけで、説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約内容について複数回説明しており、申立人自身が来店することもあったなどの事情から、強引な勧誘とはいえない。
- (2) 申立人は、年金累計額が一時払保険料の 120%に達するまでの期間が 34 年であるとの募集人の説明を聞いて「34 年は長いね」と述べており、期間については理解していた。一方、募集人は、申立人が主張するような発言はしていない。
- (3) 募集人は、商品パンフレット、契約概要・注意喚起情報、設計書により説明を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は各種募集資料を用いて説明を行ったと認められる一方、不確実な事柄に対する断定的判断の提供等の不適切な説明を行ったとは認められないことから、申立人が契約内容を誤解して契約したとは認められない。しかし、事情聴取の結果を踏まえると、募集人において申立人の属性や理解力を踏まえたより丁寧な説明がなされていれば、紛争は回避できたとも思われ、紛争の早期解決の観点と併せて、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。